

女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 新旧対照表(案)

現 行	改 定(案)	備考
女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 1-2 プロ選手 ① 本規則においてプロ選手とは、その所属クラブとの書面による契約(電子契約を含む)を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。 ③ プロ選手及びクラブは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。 (2) 契約は、正当事由がある場合には解除することができる。この場合、契約を解除した当事者は損害賠償義務を負わず、 <u>懲罰</u> も科されない。 (5) 正当事由のない契約解除の場合、違反当事者に対して、 <u>懲罰</u> を科することができるものとする。	女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則__ 1-2 プロ選手 ① 本規則においてプロ選手とは、その所属クラブとの書面による契約(電子契約を含む。 <u>以下、「選手契約」という。</u>)を有しており、当該選手のサッカー活動の対価として当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。 ③ プロ選手及びクラブは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。 (2) 契約は、正当事由がある場合には解除することができる。この場合、契約を解除した当事者は損害賠償義務を負わず、 <u>スポーツ上の制裁</u> も科されない。 (5) 正当事由のない契約解除の場合、違反当事者に対して、 <u>スポーツ上の制裁</u> を科することができるものとする。 <u>1-2-3 選手契約</u> <u>① 選手契約</u> (1) <u>選手契約には、当事者の名前、契約の目的、当事者の権利と義務、当事者の地位と役務、報酬、契約期間及び各当事者の署名又は記名捺印が含まれなければならない。</u> (2) <u>選手及びクラブは、本協会が定める日本サッカー協会選手契約書(以下、「統一契約書」という。)により選手契約を締結しなければならない。当事者は追加的な合意書によって統一契約書を補完することができるものとするが、これら追加的合意書は本協会の諸規則および日本の法令を遵守したものでなければならない。</u> (3) <u>前号にかかわらず、外国籍の選手と契約する場合、統一契約書以外の契約を用いることができる。ただし、こ</u>	

1-3 プロA契約・プロB契約（[別紙]表-1 参照）

① 契約締結条件

次のいずれかを満たすことをプロA契約及びプロB契約の締結条件とする。

(1) 試合出場

ア. 2021年8月末日まで

◆ なでしこリーグ1部 : 450分

◆ なでしこリーグ2部 : 900分

◆ チャレンジリーグ : 1, 350分

イ. 2021年9月以降

◆ 日本女子プロサッカーリーグ（以下、「WEリーグ」）：
450分

◆ なでしこリーグ1部 : 900分

◆ なでしこリーグ2部 : 1, 350分

この場合において、試合出場時間は公式記録によるものとする。ただし、出場時間が1分未満の場合は、1分としてカウントする。（[別紙]表-2参照）

1-5 外国籍選手

② 登録数の例外措置

(2) ケガ、疾病等により年度中の復帰が不能と認められた選手については、事前に所属するリーグの承認を得た場合（「外国籍選手登録抹消申請書（契約を保持したままの抹消の場合）」（書式J）により申請）、その年度に限り、プロ契約を保持したまま登録を抹消することができる。ただし、当該選手はその年度内において再び登録することはできない。

③ 契約書式

の場合もその内容は、統一契約書に準じたものでなければならない。

1-3 プロA契約・プロB契約（[別紙]表-1 参照）

契約締結条件

次のいずれかを満たすことをプロA契約及びプロB契約の締結条件とする。

(1) 試合出場

◆ 日本女子プロサッカーリーグ（以下、「WEリーグ」）：
450分

◆ なでしこリーグ1部 : 900分

◆ なでしこリーグ2部 : 1, 350分

この場合において、試合出場時間は公式記録によるものとする。ただし、出場時間が1分未満の場合は、1分としてカウントする。（[別紙]表-2参照）

1-5 外国籍選手

② 登録数の例外措置

(2) ケガ、疾病等により年度中の復帰が不能と認められた外国籍選手については、事前に所属するリーグの承認を得た場合（「外国籍選手登録抹消申請書（契約を保持したままの抹消の場合）」（書式J）により申請）、その年度に限り、プロ契約を保持したまま登録を抹消することができる。ただし、当該選手はその年度内において再び登録することはできない。

クラブは、外国籍選手とプロ契約を締結する場合、統一契約書式又はそれに準じる契約書式により契約を締結しなければならない。

④ 外国籍選手とプロC契約を締結する際の注意事項

1-8 契約更新 ([別紙]図-2及び図-3参照)

② クラブから選手への契約更新通知

クラブは、その所属選手に対し、新たな契約を締結する意思及びその契約条件を「契約更新に関する通知書」(書式A)により、遅くとも以下の期日までに通知しなければならない。クラブは、その写しを所属リーグに提出しなければならない。

(1) 6月1日から6月30日の間に契約期間が満了する契約を締結している場合: リーグ戦が終了した日の翌日から5日後まで

(2) (1)以外の日を期間満了日とする契約を締結している場合: 契約期間満了の2週間前まで

③ クラブと選手の契約交渉

クラブは、上記②の通知後すみやかに選手との交渉の場を設定し、以下の期日までに新たな契約の条件についての交渉を終えなければならない。

(1) 6月1日から6月30日の間に契約期間が満了する契約を締結している場合: 原則として、リーグ戦が終了した日の翌日から2週間後まで

(2) (1)以外の日を契約期間満了日とする契約を締結している場合: 契約期間満了日まで

④ 選手契約の締結

クラブと選手が新たな契約の条件について合意した場合、両当事者は、すみやかに当該契約を締結し、クラブは、その写しを所属リーグに提出しなければならない。

③ 外国籍選手とプロC契約を締結する際の注意事項

1-8 契約更新

② クラブから選手への契約更新通知

クラブは、その所属選手に対し、新たな契約を締結する意思及びその契約条件を「契約更新に関する通知書」(書式A)により、遅くとも以下の期日までに通知しなければならない。クラブは、その写しを所属リーグに提出しなければならない。

(1) 6月1日から6月30日の間に契約期間が満了する契約を締結している場合: リーグ戦が終了した日の翌日から5日後まで

(2) (1)以外の日を期間満了日とする契約を締結している場合: 契約期間満了の30日前まで

③ 選手契約の締結

クラブと選手が新たな契約の条件について合意した場合、両当事者は、すみやかに当該契約を締結し、クラブは、その写しを所属リーグに提出しなければならない。

⑤ 最終提示額証明書の発行

クラブと選手との交渉が決裂し、契約を更新しないことが確定した場合、クラブは、当該選手に対し、交渉の場において最終的に提示した報酬額を明記した「最終提示額証明書」(書式C)をただちに発行するとともに、その写しを所属リーグに提出しなければならない。

⑥ 移籍リストへの登録

(1) 上記③にて定められた期日までにクラブと選手との交渉が決裂して契約更新しないことが確定した場合、クラブは、ただちに当該選手を移籍リストに登録しなければならない。

(2) 上記③にて定められた期日までに契約更新の最終合意に至らなかった場合であって、選手に契約更新の意思があるときは、選手とクラブの合意があれば、移籍リストへの登録を延期することができる。

(3) 移籍リストへの登録申請は「移籍リスト登録申請書」(書式第14号)により行う。

(4) 移籍リストに登録された選手は、上記①号に定める通知を行うことなしに、自由に他クラブと契約することができる。

(5) 移籍リストに登録された選手に関して、当該選手がいずれかのクラブと契約を締結した場合若しくは引退を表明した場合、又は当該選手が移籍リストからの抹消を希望した場合、クラブは当該選手を移籍リストから抹消するための申請を「移籍リスト登録申請書」(書式第14号)により行うものとする。

(6) (5)にかかわらず、選手が移籍リストに掲載された日より8ヶ月が経過した場合、当該選手は移籍リストから自動的に抹消されるものとする。

④ 移籍リストへの登録

(1) 選手契約が更新されないことが確定した場合で選手が希望するときは、選手契約を更新しなかったクラブ(以下、「前クラブ」という。)は、当該選手を移籍リストに登録するものとする。

(2) 移籍リストへの登録申請は、前クラブが「移籍リスト登録申請書」(書式第14号)により行う。

(3) 移籍リストに登録された選手は、上記①号に定める通知を行うことなしに、自由に他クラブと契約することができる。

(4) 移籍リストに登録された選手に関して、当該選手がいずれかのクラブと契約を締結した場合若しくは引退を表明した場合、又は当該選手が移籍リストからの抹消を希望した場合、当該選手又は当該選手と契約した新たなクラブからの依頼に基づき、前クラブは当該選手を移籍リストから抹消するための申請を「移籍リスト登録申請書」(書式第14号)により行うものとする。

(5) (4)にかかわらず、選手が移籍リストに掲載された日より8ヶ月が経過した場合、当該選手は移籍リストから自動的に抹消されるものとする。

移籍リストの運用にかかる適正化

⑦ プロA契約を更新又は締結する場合の特記事項

クラブとの交渉が決裂し移籍リストに登録されたプロA選手は、当該クラブから申し入れがあった場合に限り、当該クラブと再度交渉することができる。その場合、クラブは、当初提示した報酬額(最終提示額)よりも減額した額を提示することができる。

⑧ プロB契約を更新する場合の特記事項

プロB契約の更新の場合、クラブは、選手と契約条件の交渉中であっても、当該選手が希望すれば、ただちに移籍リストに登録しなければならない。その場合、クラブの当該選手に対する契約締結義務は消滅する。また、当該選手は、移籍リストに登録後もクラブと交渉を続けることができる。その場合、クラブは、当初提示した報酬額よりも減額した額を提示することができる。

⑨ プロC契約を更新する場合の特記事項

(1)クラブがプロC契約を締結している選手に対し前年を下回る契約条件の更新通知をした場合、更新手続きは、プロB契約を更新する場合(上記①から⑥まで及び⑧)と同様とする。

(2)プロC契約3年が経過し、同時に契約期間も満了する場合の手続きは、次の通りとする。

イ. プロA契約に更新する場合の手続きは、プロA契約を更新する場合(上記①から⑦まで)と同様とする。

ロ. プロB契約に更新する場合の手続きは、プロB契約を更新する場合(上記①から⑥まで及び⑧)と同様とする。

1-9 契約更新しない場合の手続き([別紙]図-2及び図-3参照)

① クラブから選手への通知

クラブは、契約を更新しない場合は、選手に対し、1-8

②に定める期日までにその旨を「契約更新に関する通知書」(書式A)により通知しなければならない。クラブは、その写しを所属リーグに提出しなければならない。

② 移籍リストへの登録

クラブは選手への通知後、ただちに、当該選手を移籍リストに登録しなければならない。

1-10 プロC選手の契約変更

1-11 契約変更月の報酬の計算方法([別紙]図-4 参照)

1-12 プロB契約からプロA契約に変更する場合の手続き

プロB契約からプロA契約に変更する場合の手続きは、プロA契約を更新する場合(1-8①から⑦まで)と同様とする。

1-13 プロA契約からプロB契約に変更する場合の手続き

プロA契約からプロB契約に変更する場合の手続きは、プロB契約を更新する場合(1-8①から⑥まで及び⑧)と同様とする。

2. 登録

2-1 本協会への登録

① 登録

クラブは、本協会、地域サッカー協会及び都道府県サッカー協会が主催する試合並びにWEリーグを含む本協会の下に置かれる各種連盟が主催する試合に参加するために、チーム及びその所属選手を本協会へ登録しなければならない。

⑤ 登録年度(年度)

(1)登録年度(選手の登録が有効となる期間)は以下の通り定める。

1-9 プロC選手の契約変更

1-10 契約変更月の報酬の計算方法([別紙]図-4 参照)

2. 登録

2-1 本協会への登録

① 登録

クラブは、本協会 又は加盟団体が主催する試合に参加するために、チーム及びその所属選手を本協会へ登録しなければならない。

⑤ 登録年度(年度)

(1)登録年度(選手の登録が有効となる期間 をいい、「シーズン」と同義とする)は以下の通り定める。

⑦ その他のチーム及び選手の登録手続き

- (1) クラブは、毎年所属都道府県サッカー協会の指定する期日までに、保有するチームの「継続登録申請」を行う。

⑧ 外国籍選手の登録

- (1) 外国のサッカー協会に登録している外国籍選手を登録する場合は、5-1 ②に基づき手続きを行う。

- (2) 外国のサッカー協会に登録していない外国籍選手を日本で初めて登録する場合、クラブは次の書類を本協会に提出しなければならない。

イ. 「外国籍選手登録申請書(外国で登録していなかった選手)」(書式第7号)

ロ. 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し

⑨ 加盟チーム規則第10条に該当する選手の登録

- (1) 日本で生まれ、次のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、外国籍選手とはみなさない。ただし、1チームにつき1名に限る。

イ. 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者

ロ. 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者

- (2) 外国籍扱いしない選手を登録する場合、クラブは、次の書類を本協会に提出し、承認を得なければならない。

イ. 「外国籍選手登録申請書(外国籍扱いしない選手)」(書式第8号)

⑦ その他のチーム及び選手の登録手続き

- (1) クラブは、毎年所属都道府県サッカー協会の指定する期日までに、「継続登録申請」及び「追加登録申請」を行う。

⑧ 外国籍選手の登録

- 外国のサッカー協会に登録している外国籍選手を登録する場合は、5-1に基づく。

⑨ 加盟チーム規則第10条に該当する選手の登録

- (1) 日本で生まれ、次のいずれかに該当する選手は、日本国籍を有しない場合でも、外国籍選手とはみなさない。ただし、1チームにつき1名に限る(「外国籍選手登録申請書(外国籍扱いしない選手)」(書式第8号)により申請)。

イ. 学校教育法第1条に定める学校において、教育基本法第5条に定める義務教育中の者又は義務教育を終了した者

ロ. 学校教育法第1条に定める高等学校又は大学を卒業した者

ロ. 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し

⑩ シーズン

本規則において、シーズンを以下のとおり定める。

イ. WEリーグのトップチーム及び所属選手：7月1日から翌年6月30日までの1年間

ロ. 上記以外のチーム及び所属選手：4月1日から翌年3月31日までの1年間

⑪ 競技会期間

⑫ 登録ウインドー

(2) 年2回の登録ウインドーは以下の通り定められ、本協会がFIFAに報告するものとする。

⑬ 登録ウインドーの例外

(1) ⑫にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-1)により本協会に申請)。

(2) ゴールキーパーの選手であり、かつ、当該追加登録を望むチームに既に登録されているいずれかのゴールキーパーの選手が怪我等の特別な事情により試合に出場することができない場合において、所属リーグが認めた場合は、⑫にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-2)により所属リーグに申請)。なお、所属リーグの承認後、特別な事情により試合に出場することができない当該ゴールキーパー選手の登録は速やかに抹消されなければならない。

(3) 以下のイからハに定める全ての条件を満たす期限

⑩ 競技会期間

⑪ 登録ウインドー

(2) 登録ウインドーは以下の通り定められ、本協会がFIFAに報告するものとする。

⑫ 登録ウインドーの例外

(1) ⑪にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においてもプロ選手として登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-1)により本協会に申請)。

(2) ゴールキーパーの選手であり、かつ、当該追加登録を望むチームに既に登録されているいずれかのゴールキーパーの選手が怪我等の特別な事情により試合に出場することができない場合において、所属リーグが認めた場合は、⑪にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることができるものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-2)により所属リーグに申請)。なお、所属リーグの承認後、特別な事情により試合に出場することができない当該ゴールキーパー選手の登録は速やかに抹消されなければならない。

(3) 以下のイからハに定める全ての条件を満たす期限

付移籍(「育成型期限付移籍」)については、⑫にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることが出来るものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-3)により所属リーグに申請。))。

イ. 23歳以下の日本国籍を有する選手の期限付移籍であること(選手の年齢は、当該登録年度の7月1日の前日における満年齢とする)

ロ. 当該期限付移籍契約の途中解約に関して移籍元チーム、移籍先チーム及び当該選手の三者が予め合意していること

ハ. 移籍元チームのリーグより下位のリーグのチームへの期限付移籍であること

(4)産休等のために活動を中断した選手(以下、「活動中断選手」という。)が活動を再開する場合は、⑫にかかわらず、登録ウインドー外において登録されることが出来るものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-4)により所属リーグに申請。))。

(5)活動中断選手の代替として一時的に登録される選手(以下、「代替登録選手」という。)は、⑫にかかわらず、登録ウインドー外において登録されることが出来るものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-5)により所属リーグに申請)。この場合、代替登録選手の契約期間は、別段の合意がない限り、契約開始日から当該活動中断選手の活動再開後の初回の登録ウインドー開始日より前の日までとする。

(6)その他FIFAが承認した場合は、⑫にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることが出来るものとする。

(7)本協会への選手登録を伴わない形式により当該チーム(WEリーグのトップチーム)の選手として試合に出場す

付移籍(「育成型期限付移籍」)については、⑪にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることが出来るものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-3)により所属リーグに申請。))。

イ. 23歳以下の日本国籍を有する選手の期限付移籍であること(選手の年齢は、当該登録年度の7月1日の前日における満年齢とする)

ロ. 当該期限付移籍契約の途中解約に関して期限付移籍元チーム、期限付移籍先チーム及び当該選手の三者が予め合意していること

ハ. 期限付移籍元チームのリーグより下位のリーグのチームへの期限付移籍であること

(4)産休等のために活動を中断した選手(以下、「活動中断選手」という。)が活動を再開する場合は、⑪にかかわらず、登録ウインドー外において登録されることが出来るものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-4)により所属リーグに申請。))。

(5)活動中断選手の代替として一時的に登録される選手(以下、「代替登録選手」という。)は、⑪にかかわらず、登録ウインドー外において登録されることが出来るものとする(「登録ウインドーの適用例外に関する申請書」(書式H-5)により所属リーグに申請)。この場合、代替登録選手の契約期間は、別段の合意がない限り、契約開始日から当該活動中断選手の活動再開後の初回の登録ウインドー開始日より前の日までとする。

(6)その他FIFAが承認した場合は、⑪にかかわらず、登録ウインドー外においても登録されることが出来るものとする。

(7)本協会への選手登録を伴わない形式により当該チーム(WEリーグのトップチーム)の選手として試合に出場す

る場合(特別指定選手制度による場合、協会又はリーグの規程により当該チームの育成組織のチームに登録したまま当該チームの試合への出場が認められる場合等)は、⑫の適用対象とはならない。

3. 国内移籍

3-1 移籍の種類

② プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合

プロ選手がアマチュア資格を再取得するに際しては、いかなる対価も支払われないものとする。当該プロ選手がアマチュアとしての資格を再取得した後30ヶ月以内にプロ選手として再登録された場合には、当該選手の新たなチームは、本規則に従い「トレーニング補償金(アマチュアからプロ)」又は「トレーニング補償金(プロからプロ)」を支払うものとする。

④ プロ選手がプロ選手として移籍する場合

(1)プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようとする意図しているクラブは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手がその時点で在籍するクラブに通知しなければならない(「他クラブ在籍プロ選手との契約交渉開始に関する通知」(書式I)により通知。写しを所属リーグに提出)。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点のクラブとの契約が期間満了したか、又は期間満了前6ヶ月間に限り、他のクラブと契約を締結することができるものとする。かかる規定に違反したクラブ又は選手に対しては、1-8①に従い懲罰が科される。ただし、7(「トレーニング補償金(プロからプロ)」)の定めに従い、移籍元クラブは、移籍先クラブに対して、「トレーニング補償金(プロからプロ)」を請求することができる。

③ 上記②の合意がなく契約の期間満了前に移籍が行われた場合、違反当事者には以下の通り懲罰が科されることが

る場合(特別指定選手制度による場合、協会又はリーグの規程により当該チームの育成組織のチームに登録したまま当該チームの試合への出場が認められる場合等)は、⑪の適用対象とはならない。

3. 国内移籍

3-1 移籍の種類

② プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合

プロ選手がアマチュア資格を再取得するに際しては、いかなる対価も支払われないものとする。

④ プロ選手がプロ選手として移籍する場合

(1)プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようとする意図しているクラブは、当該プロ選手との交渉に入る前に書面により当該プロ選手がその時点で在籍するクラブに通知しなければならない(「他クラブ在籍プロ選手との契約交渉開始に関する通知」(書式I)により通知。写しを所属リーグに提出)。当該プロ選手は、当該プロ選手のその時点のクラブとの契約が期間満了したか、又は期間満了前6ヶ月間に限り、他のクラブと契約を締結することができるものとする。

③ 上記②の合意がなく契約の期間満了前に移籍が行われた場合、違反当事者には以下の通りスポーツ上の制裁が

ある。

- ④ 上記②の合意がなく当該移籍が行われた場合、違反当事者は賠償金を支払わなければならない。当該賠償金の金額は本協会の規則に定めるしかるべき紛争処理機関によって決定されるものとする。

4. 国内の期限付移籍

4-1 期限付移籍の手続き

② 移籍先クラブと選手との選手契約の締結

- (2) 期限付選手契約の種類は、原契約と同じ種類とし、基本報酬は原契約と同条件とする。

5. 国際移籍

5-1 海外からの国際移籍の手続き

① 国際移籍証明書の発行

- (1) 移籍先クラブ(国内)は、当該国のサッカー協会に「国際移籍証明書」を発行させるために、本協会に次の書類を提出し、申請料(10,000円+消費税)を支払う。

イ. 「国際移籍証明書発行申請書」(書式第9号)

ロ. パスポート(旅券)の写し

ハ. 選手契約書の写し

- (2) 本協会は、当該国のサッカー協会に「国際移籍証明書」発行を依頼する。

- (3) 当該国のサッカー協会は、当該移籍について移籍元クラブ(海外)へ確認後「国際移籍証明書」を発行し本協会へ送付する。

科されることがある。

- ④ 上記②の合意がなく当該移籍が行われた場合、違反当事者は賠償金を支払わなければならない。当該賠償金の金額及びスポーツ上の制裁は本協会の規則に定めるしかるべき紛争解決機関によって決定されるものとする。

4. 国内の期限付移籍

4-1 期限付移籍の手続き

② 移籍先クラブと選手との選手契約の締結

- (2) 期限付選手契約の基本報酬は原契約と同条件とする。

5. 国際移籍

5-1 海外からの国際移籍の手続き

① 国際移籍証明書の発行

- (1) 移籍先クラブ(国内)は、FIFAのWebシステム(Transfer Matching System。以下、「TMS」という。)を用いて、選手をクラブに国際移籍させるための手続きを行う。

- (2) 前号の手続きと並行して、クラブは、本協会に移籍元クラブの国のサッカー協会に「国際移籍証明書」を発行させるための申請を、本協会に対して行う(「国際移籍証明書発行申請書」(書式第9号)を使用。申請料(10,000円+消費税))。

- (3) 本協会は、前号の申請を受けた後、TMSを用いて移籍元クラブの国のサッカー協会に対して国際移籍証明書の発行を依頼する。

各種登録手続きに関する適正化

② 移籍の申請・承認

- (1) 移籍先クラブは、「継続登録申請」又は「追加登録申請」を行い、次の書類を本協会に提出する。

イ. 「国際移籍選手登録申請書」(書式第6号)

ロ. 「国際移籍証明書」の写し

ハ. パスポート(旅券)の写し

ニ. 在留カード(又は特別永住者証明書)若しくは住民票の写し(日本国籍を有する選手を除く)

ホ. 在留資格が識別できる査証の写し(日本国籍を有する選手を除く)

- (2) クラブは、都道府県サッカー協会が定める登録料(分担金)を同協会に支払う。

- (3) 都道府県サッカー協会は、上記(1)の書類を受け付け、申請を本協会に送付する。

- (4) 当該選手の登録については、2-1③による。

- (5) 本協会は、当該国のサッカー協会が発行した「国際移籍証明書」及びクラブからの書類が全て届いた後、承認を行う。本協会の承認手続きについては、3-3②(7)による。

5-2 海外への国際移籍の手続き

国際移籍証明書の発行

- (1) 移籍元クラブ(国内クラブ)は、国際移籍証明書発行のために、「国際移籍証明書発行申請書」(書式第9号)を本協会に提出する。

- (4) 当該国のサッカー協会から「国際移籍証明書」が発行された後、本協会はこれを移籍先クラブへ送付する。

② 国際移籍選手の登録

- (1) 国際移籍した選手を登録する場合、クラブは、通常の登録手続きに加え、本協会に国際移籍選手登録申請を行う(「国際移籍選手登録申請書」(書式第6号)を使用)。

5-2 海外への国際移籍の手続き

国際移籍証明書の発行

- (1) 本協会はTMSを通して外国のサッカー協会から「国際移籍証明書」の発行依頼を受けた場合、当該選手の移籍元クラブ(国内クラブ)にこれを通知する。

各種登録手続きに関する適正化

(2) <u>本協会は、当該国のサッカー協会からの依頼に基づいて、「国際移籍証明書」を当該国のサッカー協会へ発行する。</u>	(2) <u>移籍元クラブ(国内クラブ)は、選手契約の期間が残存している等の特別な事情が無い限り、当該依頼を承諾するものとし、これを本協会に通知する(「国際移籍証明書発行申請書」(書式第9号)を使用)。</u> (3) <u>前号の通知を確認した後、本協会は、TMSを通して「国際移籍証明書」を当該国のサッカー協会へ発行する。</u>	
6. トレーニング補償金(アマチュアからプロ) 6-2 トレーニング補償金(アマチュアからプロ)の金額 (1) <u>トレーニング補償金(アマチュアからプロ)は、選手が同一人の12歳の年度から22歳の年度にアマチュアとして登録された各登録チーム(以下、単に「登録チーム」という。)に支払われるものとし、その金額は登録期間1年につき、25万円とする。ただし、<u>経過措置として、2021年度及び2022年度については、その金額は登録期間1年につき15万円とする。</u></u>	6. トレーニング補償金(アマチュアからプロ) 6-2 トレーニング補償金(アマチュアからプロ)の金額 (1) <u>トレーニング補償金(アマチュアからプロ)は、選手が同一人の12歳の年度から22歳の年度にアマチュアとして登録された各登録チーム(以下、単に「登録チーム」という。)に支払われるものとし、その金額は登録期間1年につき、25万円とする。ただし、<u>2025年度(第2ウインドー以降)、2006年度、2027年度及び2028年度(第1ウインドーのみ)については、その金額は登録期間1年につき15万円とする。</u></u>	トレーニング補償金(アマチュアからプロ)の金額の時限的変更
7. トレーニング補償金(プロからプロ) 7-1 適用 <u>選手がプロ選手として所属したクラブにおいて施されたトレーニングに対して支払われるべき補償金(本規則において「トレーニング補償金(プロからプロ)」という)は、以下の通りとする。</u> 7-2 トレーニング期間 <u>当該選手の初めてのプロ契約の有効期間開始日から当該選手の21歳の年度の終了日までの期間をトレーニング補償金(プロからプロ)が発生する期間(以下、「トレーニング期間」という。)とする。なお、本条において、年度とは当該年の7月</u>	7. トレーニング補償金(プロからプロ) 7-1 適用 <u>プロ選手が23歳の年度における所属リーグの最終の公式試合の日までにプロ選手として他のクラブ(移籍先クラブ)に移籍する場合、本条の定めに基づき、移籍先クラブは移籍元クラブに対して、プロ選手として施されたトレーニングに対して補償金(本規則において「トレーニング補償金(プロからプロ)」という)を支払う義務を負う。</u> 7-2 トレーニング期間 <u>プロ選手の初めてのプロ契約の有効期間開始日から当該選手の21歳の年度の終了日までの期間をトレーニング補償金(プロからプロ)が発生する期間(以下、「トレーニング期間」という。)とする。なお、本条において、年度とは当該年の7月</u>	FIFA規則に合わせた改正

1日から翌年の6月30日までの1年間の期間とし、選手が当該年齢になる日を含む年度をもって選手の当該年齢における年度と定めるものとする。

7-4 トレーニング補償金(プロからプロ)に関する特記事項

(2) プロ選手がアマチュアとして移籍する場合、トレーニング補償金(プロからプロ)は発生しないものとする。ただし、プロ選手がアマチュア選手として移籍し、その移籍が行われた日から30ヶ月以内にWEクラブとプロ契約をした場合、移籍元クラブはプロ契約を締結したクラブに対し、トレーニング補償金(プロからプロ)を請求することができる。

(3) 選手が過去に当該移籍元クラブの育成組織に所属した場合であっても、当該育成組織に所属した期間はトレーニング期間には算入されないものとする。

(4) 特段の合意がない限り、移籍補償金にはトレーニング補償金(プロからプロ)は含まれないものとする。

(5) トレーニング補償金(プロからプロ)の金額は、7-6に定める金額(年額)に当該直前のクラブにプロ選手として在籍した年数を乗じることにより計算される。ただし、1年に満たない在籍期間については、原則として、日割り計算によるものとする。

(6) 算出されたトレーニング補償金(プロからプロ)の金額に千円未満の端数が生じたときは、千円に切り上げる。

(7) トレーニング補償金(プロからプロ)の金額には一切の税金が含まれる。

1日から翌年の6月30日までの1年間の期間とし、選手が当該年齢になる日を含む年度をもって選手の当該年齢における年度と定めるものとする。

7-4 トレーニング補償金(プロからプロ)に関する特記事項

(2) プロ選手がアマチュアとして移籍する場合、トレーニング補償金(プロからプロ)は発生しないものとする。ただし、ブリッジ移籍とみなされる場合、又は、プロ選手がアマチュア選手として移籍し、その移籍が行われた日から16週間以内にプロ契約をした場合、移籍元クラブはプロ契約を締結したクラブに対し、トレーニング補償金(プロからプロ)を請求することができる。

(3) 移籍元クラブが正当事由なしに選手との契約を解除した場合、当該選手と新たに契約をしたクラブは、トレーニング補償金の支払い義務を負わないものとする。

(4) 選手が過去に当該移籍元クラブの育成組織に所属した場合であっても、当該育成組織に所属した期間はトレーニング期間には算入されないものとする。

(5) 移籍補償金が生じる移籍の場合で、関連の移籍合意書においてトレーニング補償金(プロからプロ)に係る特段の合意がない場合、当該移籍に係るトレーニング補償金(プロからプロ)は当該移籍補償金に含まれるとみなされる。

(6) トレーニング補償金(プロからプロ)の金額は、1年あたり200万円とし、これに当該直前のクラブにプロ選手として在籍した年数を乗じることにより計算される。ただし、1年に満たない在籍期間については、原則として、日割り計算によるものとする。

(7) 算出されたトレーニング補償金(プロからプロ)の金額に千円未満の端数が生じたときは、千円に切り上げる。

(8) トレーニング補償金(プロからプロ)の金額には一切の税金が含まれる。

7-5 期限付移籍した選手に関するトレーニング補償金(プロからプロ)

- (2)選手が期限付移籍した期間は、期限付移籍元クラブのトレーニング期間に算入されるものとし、期限付移籍の終了後に選手が期限付移籍元クラブから他のクラブ(期限付移籍先クラブを含む)へ移籍する際、期限付移籍元クラブは、期限付移籍した期間を含めたトレーニング期間に応じた額のトレーニング補償金(プロからプロ)を当該他のクラブに対して請求することができる。ただし、期限付移籍元クラブと期限付移籍先クラブとの間に別段の合意がある場合には、期限付移籍先クラブは、期限付移籍した期間に応じた額のトレーニング補償金(プロからプロ)の全部又は一部を期限付移籍元クラブより受け取ることができる。

7-6 トレーニング補償金(プロからプロ)の金額 ([別紙]表-1 参照)

移籍元クラブが移籍先クラブに請求することができるトレーニング補償金(プロからプロ)の金額は、移籍元クラブにおける契約の種類、及び、移籍元クラブが契約更新時に当該選手に提示した金額等により、以下に従うものとする。

① プロA選手/プロB選手

- (1)契約期間満了前の移籍の場合: 200万円×在籍年数(プロ選手として在籍した年数。以下、同じ)
- (2)契約更新時に移籍元クラブがプロA契約を提示した場合: 200万円×在籍年数。ただし、提示した次期基本報酬が現基本報酬の50%未満の額である場合は、30万円×在籍年数とする。
- (3)契約更新時に移籍元クラブがプロB契約を提示した場合: 30万円×在籍年数
- (4)契約更新時にクラブが契約更新の意思がない旨提示した場合: なし

7-5 期限付移籍した選手に関するトレーニング補償金(プロからプロ)

- (2)選手が期限付移籍した期間もトレーニング期間とみなされるものとし、選手が期限付移籍元クラブから他のクラブ(期限付移籍先クラブを含む)へ移籍する場合、当該他のクラブは、当該期限付移籍した期間を含めたトレーニング期間に応じた額のトレーニング補償金(プロからプロ)を支払う義務を負う。この場合、期限付移籍元クラブと期限付移籍先クラブとの間に別段の合意が無ければ、当該期限付移籍した期間のトレーニング補償金(プロからプロ)の請求権は、期限付移籍先クラブに帰属するものとする。

② プロC選手

(1) 契約期間満了前の移籍の場合 : 200万円 × 在籍年数

(2) 契約更新時に移籍元クラブが次期基本報酬として、現基本報酬を下回らない条件のC契約を提示した場合 : 200万円 × 在籍年数

(3) 契約更新時に移籍元クラブが次期基本報酬として、現基本報酬を下回る条件のC契約を提示した場合 : 30万円 × 在籍年

(4) 契約更新時に移籍元クラブがプロA契約を提示した場合 : 200万円 × 在籍年数

(5) 契約更新時に移籍元クラブがプロB契約を提示した場合 : 30万円 × 在籍年数

(6) 契約更新時にクラブが契約更新の意思がない旨提示した場合 : なし

③ 社員選手(社員選手(プロ区分)として本協会に登録している選手をいう)

30万円 × 在籍年数

11. 改正

表－1 <契約の種類の違いについて> (本規則 1－3、1－4、1－6及び7－6 関連)

表－2 <試合出場時間のカウントについて> (本規則 1－3 関連)

図－1 <アマチュアから初めてプロ契約を締結する時の流れ> (本規則 1－4 関連)

図－2 <契約更新に関する更新通知期限と交渉期間> (本規則 1－8及び1－9 関連)

図－3 <契約更新の流れ> (本規則 1－8及び1－9 関連)

11. 改正

2025年 8月28日

表－1 <契約の種類の違いについて>

表－2 <試合出場時間のカウントについて>

図－1 <アマチュアから初めてプロ契約を締結する時の流れ>

図－4 ＜契約変更月の基本報酬計算方法(試合日が12月5日
の場合)＞(本規則1－11関連)

図－4 ＜契約変更月の基本報酬計算方法＞